

お盆休み期間の調剤体制の確保にご協力ください！

8月のお盆休み期間の調剤体制を確保するため、保険薬局の皆様のご協力をお願いします。特に、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の対応薬局の皆様におかれましては、積極的なご協力をお願いいたします。

8月のお盆休みに調剤体制を確保する「保険薬局」への「協力金」について

8月のお盆休み期間(8月11日～16日)期間中に、1日あたり合計4時間以上、調剤体制を確保していただいた「保険薬局」を対象に、東京都が「協力金」を支給します。

【都HP「8月お盆休み期間の調剤体制の確保について」】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/iryokikan/aug-yakkyoku.html

◆対象機関

近隣の診療・検査医療機関からの要請等を受け、8月のお盆休みに開局する「保険薬局」

◆支給要件等

- 予め、専用サイトから、8月のお盆休み期間中の体制(開局日、開局時間等)について、「事前登録」をお願いします。**「事前登録」がない場合、支給対象になりません。**

➡【申請サイト】<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1658216132642>

※「事前登録」の入力開始は、7月26日(火)を予定しています。

- 登録後、令和4年8月11日から16日までの間で、調剤体制を1日以上確保してください。(1日あたり合計4時間以上)
- 8月のお盆休みの開局日や開局時間等について、近隣の診療・検査医療機関と**事前に調整し、決定してください。診療・検査医療機関の要請等がなく開局している場合は、本事業の対象外となりますので、ご注意ください。**

※ 最新の診療・検査医療機関の一覧はこちらからご確認ください。

➡https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

- 区市町村の委託で休日調剤開局している場合、休日調剤開局とは別に体制を確保していただくことで、本事業の対象になります。

◆支給額(1日1店舗当たり) ※当日在勤する薬剤師の方の人数は考慮されません。

- 4時間以上8時間未満 15,000円
- 8時間以上 30,000円

◆スケジュール

- **7月26日(火)～8月2日(火)17時** : 登録申請の手続き
・登録後、申請受付のメールが送信されますので、必ずメールを保存してください。
- **8月11日(木)～16日(火)** : 8月のお盆休みの体制確保
- **8月17日(水)～8月31日(水)** (予定) : 協力金の申請(実績報告手続き)
・申請方法等については別途通知いたします。

8月のお盆休みに調剤を行う薬局の登録・協力金の申請フロー

事前登録

7月26日(火)～8月2日(火)17時

専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間のスケジュール等の必要事項の入力を行う。

【申請サイト】<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1658216132642>

※登録が完了するとメールが届きます。

※事前登録を行わない場合、実際に営業しても本協力金の支給対象とはなりません。

調剤体制の確保

8月11日(木)～16日(火)

診療・検査医療機関と連携して、調剤体制を確保する。

実績報告・協力金の請求

8月17日(水)～8月31日(水)(予定)

- ①「請求書兼送付票」を都が指定した場所へ郵送する。
- ②専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間中の調剤体制の確保状況の実績について、必要事項の入力を行う。

協力金の受領

令和4年10月頃～

事前登録と実績報告の内容を審査し、内容に疑義がないものから順次、協力金を支給する。

【問い合わせ先】

○ 東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課 03-5320-4347